

資料1「2 改正内容」の説明について

(1) 保険料率について

平成30年度より実施された国民健康保険広域化により、大阪府では府内市町村の保険料率や保険料の賦課割合等（以下、「保険料率等」という。）を統一することとされましたが、それまで各市町村で独自に決定していた保険料率等から府統一保険料率等へ変更する際に生じる急激な変化を和らげるため、平成30年度から令和5年度までを激変緩和期間とすることが決定されました。

令和3年度については、医療分、及び後期支援金分の「均等割：平等割」の割合を「50：50」（介護分については「78：22」）とすることとします。これは、本市では平成29年度まで保険料を賦課する際の「均等割：平等割」の割合を「30：70」として、多人数世帯への負担を軽減する措置としていましたが、府統一割合である「60：40（※1）」（介護分については「100：0」）に移行するにあたり、上記激変緩和期間で段階的に増減させることで、主に多人数世帯への急激な負担増を軽減するためのものです。

※1 府は当初、国が示す標準割合である「70：30」とすることとしていましたが、本市等の要望により「60：40」となりました。

(2) 軽減判定基準の見直し

ア 改正の内容

平成30年度税制改正により、住民税の基礎控除額がそれまでの33万円から43万円となることが示されました。それに伴い、国民健康保険料の低所得者への軽減措置の際に用いられていた住民税の基礎控除額と同額（33万円）の軽減判定所得基準を43万円に改正します。

また、給与所得控除額、及び年金所得控除額がそれぞれ10万円引き下げられることも同時に決定されましたが、それによって収入が前年と同じであっても所得額が10万円増加することが想定され（※2）、保険料の軽減判定に用いる所得も増加してしまうため、収入が変わらないのに前年度と同様の軽減が適用されない世帯が生じる可能性があります。そのような不利益を回避するため、給与所得控除適用者、及び年金所得控除適用者（以下、「給与所得者等」という。）の人数に応じて、給与所得額、及び年金所得額の増額分である10万円を相殺することができるよう、軽減判定基準を改

正するものです。

※2 保険料の軽減判定に用いる所得は基礎控除前のものであるのに対し、保険料の算定の際には基礎控除後の所得を用いるため、保険料算定においては、不利益は生じないと考えます。

イ 改正に伴う影響

上記のとおり、給与所得者等の世帯については、給与や年金の収入額が前年と変わらなければ、不利益は生じません。

給与所得者等以外の自営業者等世帯については、軽減判定基準がそれぞれ10万円増額となるため、所得額が前年と変わらなければ新たに軽減に該当する世帯が増加する可能性があります。